

中川水系河川整備基本方針

平成16年12月

富 山 県

中川河川整備基本方針

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
第1節 流域の概要	1
1) 流域の概要	1
2) 治水事業の沿革と現状	1
3) 河川利用の現状	2
4) 河川環境の現状	2
第2節 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
1) 河川整備の基本理念	4
2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
(1)洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
(2)河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	4
(3)河川環境の整備と保全に関する事項	5
(4)河川の維持管理に関する事項	5
第2章 河川の整備の基本となるべき事項	6
第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
第3節 主要な地点における計画高水位及び計画横断形の川幅に関する事項	7
第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	7
水系参考図	8

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

第1節 流域の概要

1) 流域の概要

中川は、滑川市^{なかがわ}蓑輪^{なめりかわ}地先^{みのわ}に位置する二級河川^{はやつきかわ}早月川蓑輪頭首工からの取水を源とし、早月川の旧河道に沿って流下し、北陸自動車道、国道8号、富山地方鉄道及びJR北陸本線を横断したのち、支川沖田川等と合流して富山湾に注ぐ二級河川である。中川水系の流域面積は約10km²で全て滑川市内にあり、幹川流路延長は約10km（県管理区間）となっている。水系内の県管理河川としては、中川、沖田川及び中川放水路がある。

中川水系の流域は、全国でも屈指の急流河川である早月川によって形成された扇状地に位置し、地質は砂礫を主体とした第四紀沖積層から構成されている。流域の土地利用は、国道8号近辺を境として、その上流側には田園地帯が広がり、下流側では市街化の進展が見られ、特に中川放水路沿川では、土地区画整理が行われるなど宅地の集積が進んでいる。かつて「橋場」と呼ばれ、交通、物流の要所として賑わいを見せた河口からJR北陸本線及び富山地方鉄道周辺には、宅地が集積するなど滑川市街地が形成されている。河口部の沖合は、ホタルイカ群遊海面として、国の特別天然記念物に指定されている。

流域の気候は日本海型気候に属し、年平均降水量は約2,500mmで、全国平均の約1,800mmを大きく上回っている。年間を通して見ると、6月上旬から10月中旬にかけては、梅雨前線、台風及び秋雨前線により大雨となることがあり、降水量が多い。また、降雪があり、これによる降水量が多くある。気温は、年平均気温が約14℃である。

2) 治水事業の沿革と現状

中川及び沖田川は、古くから、かんがい用排水路として整備されてきたことから、河積は総じて小さく、これまで洪水による被害がたびたび発生してきた。主な洪水には、昭和44年(1969)8月豪雨、昭和51年(1976)8月豪雨、昭和62年(1987)台風13号及び豪雨、平成10年(1998)梅雨前線豪雨などがあり、中でも昭和44年(1969)8月豪雨では、中川、沖田川等の溢水に加え、隣接する早月川の堤防決壊の影響もあり、滑川中心市街地において床上・床下浸水等の被害が発生し、地域住民の生活に大きな支障をもたらした。

このため、昭和47年度から、中川及び沖田川等の各支川における洪水を市街地上流で全量配分する中川放水路の整備に着手した。この放水路は、中川河口の雪島橋における基本高水流量を100m³/s、計画高水流量を60m³/sとし、放水路河口のほたる

橋における計画高水流量を 120m³/s と定め、河口から沖田川分水地点までの間約 3 km の整備を進めるもので、平成 13 年度末に完成した。

中川放水路の整備により、中川本川の治水に対する不安は解消されたが、支川沖田川では、残流域が大きいことに加え、河積が総じて小さいことから、放水路整備後も被害が発生するなど河川の整備状況は未だ不十分であり、早期の治水安全度の向上が必要となっている。

3) 河川利用の現状

中川及び支川沖田川の水源は早月川蓑輪頭首工で合口取水されたものであり、古くから早月川扇状地に広がる農地を潤すかんがい用水の 1 つとして利用されてきた。現在も、中川第一用水や、長古用水等 7 つの用水により取水され、滑川市内の農地約 45ha に利用されている。

なお、漁業権については設定されていない。

4) 河川環境の現状

中川の上流域は、早月川から取水された農業用水に潤された田園地帯を流れる、用排水路のような形態を呈している。河床には植生がほとんど見られないが、堤防部には、ススキ、オギ等の植生が生育している。

中川の中流域は、かつての早月川の河道跡で谷あい状の地形が残る行田公園内を蛇行しながら流れており、園内のいたるところで湧水（早月川扇状地における伏流水）が見られる。中川と連続する公園内には、ハンノキ、エノキ、シロヤナギ等がまとまりのある森を形成し、その樹液を餌とするゴマダラカミキリやコムラサキ等の昆虫が生息するほか、チュウサギやコサギの営巣場となっている。ヒロハヤブデマリが繁茂する空間は、オオカワトンボの休息場所になっている。水際部では、ヨシ、ススキ等の抽水植物群落が形成され、澄んだ湧水が流れる河道には、スナヤツメ、ヤマメ、ウグイ、モノアラガイ等が生息している。河床は、砂礫、玉石から成り、バイカモ等の沈水植物が生育するとともに、ウグイ、ウキゴリの産卵床やアユの採餌場となっている。また、川沿いの花しょうぶ園には開花時に多くの人々が訪れるほか、ニジマス釣り大会、コイの放流が行われるなど、地域の身近な水辺空間であるほか、人と自然が身近にふれあえる空間として広く利用されている。

感潮区間を含む下流域は滑川市の市街地を流下しており、一部区間が蓋掛けされていたり、護岸部には植生がほとんど無いものの、砂礫の河床にはミクリ等が繁茂し、カンキョウカジカ等が生息・生育している。

沖田川は、全体的には、用排水路のような形態となっているが、感潮域より上流側の護岸水際部には、ススキ、オギ等の植生が点在しており、砂礫、玉石から成る河床には、ミクリ等の沈水植物が生育し、ウグイ、アユ、カマキリ、カンキョウカジカ等

の魚類が生息している。

中川の水質は、環境基準点（中川河口付近：雪島橋）においてB類型（環境基準値：BOD75%値 3mg/l 以下）に指定されており、昭和62年度以降はBOD75%値 1.8～2.8mg/l と推移しており、環境基準を満足している。

第2節 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1) 河川整備の基本理念

中川水系における今後の河川整備の基本理念は、河川の現状、水害発生状況及び河川利用と河川環境の現状を踏まえ、地域社会、経済情勢の発展に対応するよう関連する計画との整合を図り、

- (1) 「治水」 -----住民の生命・財産を洪水から守る。
- (2) 「利水」 -----河川の機能を維持し、安定した水利用を図るよう努める。
- (3) 「河川環境」 -----動植物の生息・生育環境に配慮するとともに、うるおいと安らぎのある水辺環境の保全と整備に努める。

など、バランスのとれた、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとする。

2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

中川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川整備の基本理念を踏まえ、河川の現状、水害発生状況及び河川利用と河川環境の現況を考慮し、次のとおりとする。

(1) 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

沿川地域を洪水から防御するため、昭和44年(1969)8月豪雨等による既往洪水を踏まえ、概ね50年に1回程度の降雨による洪水を、安全に流下させるものとする。

特に支川の沖田川は、近年も滑川市街地で浸水被害が発生していることから、治水対策(放水路等)を推進することとする。

また、整備途上段階における施設能力以上の洪水や、計画規模を上回る洪水に対しても被害を極力抑えるため、水防体制の維持・強化、ハザードマップ作成のための災害関連情報の共有、情報伝達体制の整備、警戒避難体制の整備等を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

中川は、早月川からかんがい用に取水された水が主な水源となっており、早月川扇状地に広がる農地を潤している。このことから、耕作地の利用状況等に配慮したうえ合理的な水利用に努めるとともに、動植物の生息・生育地の状況等にも配慮し、流水の正常な機能の維持に努めるものとする。

また、渇水時には、その状況を把握するとともに、関係機関との連携や地域住民の協力が得られるよう、必要な情報の共有に努めるものとする。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、砂礫・玉石などで構成される河床や、行田公園内の湧水の保全に努める。また、地域の憩いの場であり、人々に親しまれている水辺空間の整備と保全に努める。

動植物の生息地、生育地の保全については、魚類の遡上の支障となっている落差工がある上流域において、魚道の設置等により河川の連続性の確保に努める。

さらに、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供することにより、地域住民との連携を積極的に図り、河川愛護の醸成と啓発、地域住民の参加による川づくりが図られるよう努めるものとする。

(4) 河川の維持管理に関する事項

「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から、滑川市中心市街地における良好な水辺空間の確保を図り、河川の有する治水、利水、動植物の生息・生育場等、多面的機能を十分に発揮させるなど、適切な維持管理を行なうものとする。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

中川における基本高水流量は、そのピーク流量を基準地点（新行田橋）において $30\text{m}^3/\text{s}$ とし、そのうち中川放水路により $26\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $4\text{m}^3/\text{s}$ とする。

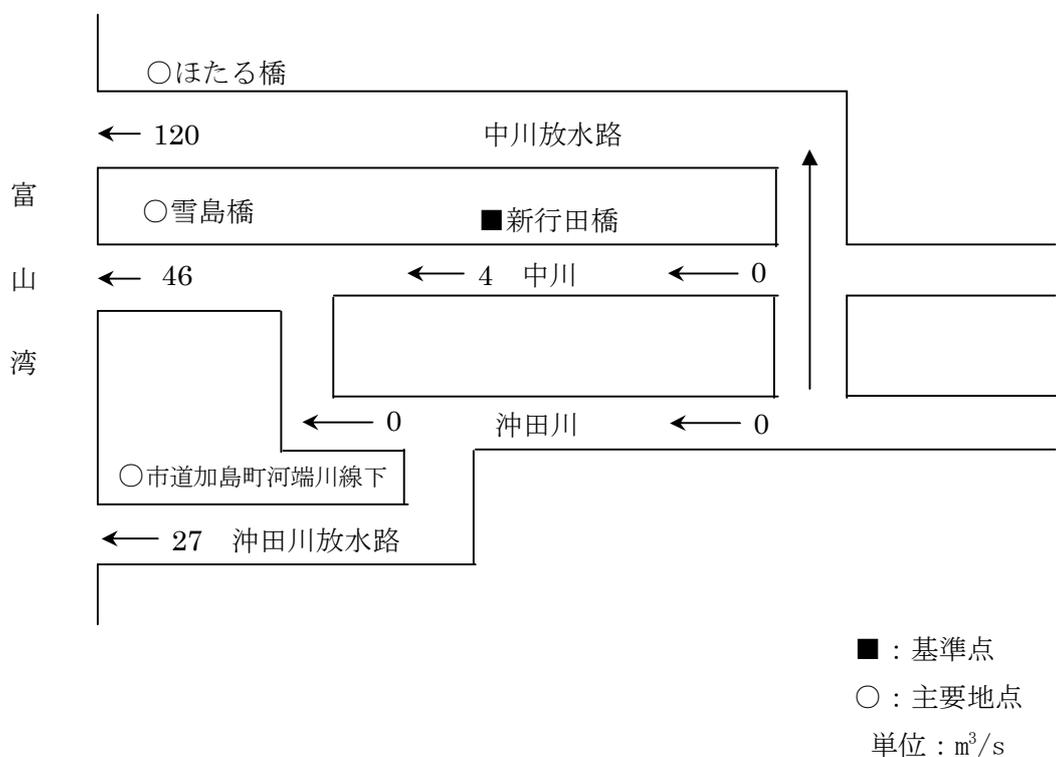
基本高水のピーク流量等の一覧

単位： m^3/s

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	放水路による調節流量	河道への配分流量
中川	新行田橋	30	26	4

第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点（新行田橋）において $4\text{m}^3/\text{s}$ とし、主要地点（ほたる橋）において $120\text{m}^3/\text{s}$ 、主要地点（雪島橋）において $46\text{m}^3/\text{s}$ 、主要地点（市道加島町河端川線下）において $27\text{m}^3/\text{s}$ とする。



計画高水流量配分図

第3節 主要な地点における計画高水位及び計画横断形の川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び河道の計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水 (T.P.:m)	川幅 (m)
中川	新行田橋	1.2	+5.12	4
中川	雪島橋	0.1	+0.75	11
中川 放水路	ほたる橋	0.1	+2.80	11
沖田川 放水路	市道加島町河端川線下	0.1	+0.73	6

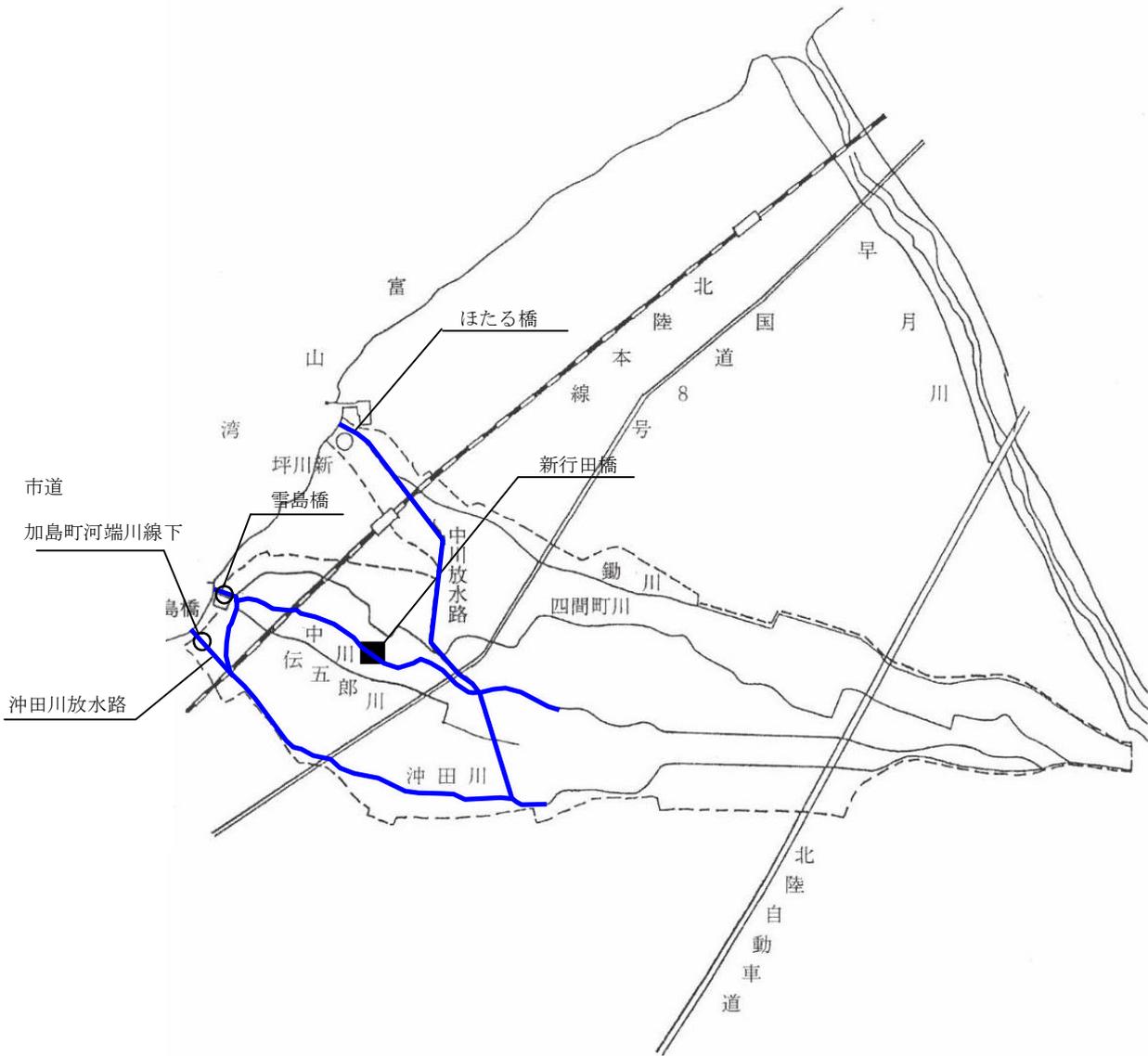
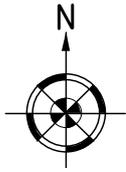
T.P.:東京湾平均海面

第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

中川水系における既得水利としては、かんがい面積約45haの慣行水利があり、また、中川の主な水源は、早月川からのかんがい用水の還元水となっている。

中川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、中川・沖田川及び流域の諸調査を踏まえ、農業用水の水収支の解明をしたうえで決定するものとする。

水系参考図



凡 例	
■	基準地点
○	主要地点
.....	流域界

中川水系図